認定基準

項目	法令の条項	基準
劣化対策	法第2条第4項第1号イ 規則第1条第1項	数世代にわたり住宅の構造躯体が使用できること。
耐震性	法第2条第4項第1号ロ 規則第1条第2項	極めて稀に発生する地震に対し、継続利用のための改修の容易化を図るため、損傷のレベルの低減を図ること。
可変性	法第2条第4項第2号 規則第1条第3項	居住者のライフスタイルの変化等に応じて間取りの変更が可能な措置が講じられていること。
維持管理・更新の容易性	法第2条第4項第3号 規則第1条第4項	構造躯体に比べて耐用年数が短い内装・設備について、維持管理（清掃・点検・補修・更新）を容易に行うために必要な措置が講じられていること。
バリアフリー性	法第2条第4項第4号 規則第1条第5項第1号	将来のバリアフリー改修に対応できるよう共用廊下等に必要なスペースが確保されていること。
省エネルギー性	法第2条第4項第4号 規則第1条第5項第2号	必要な断熱性能等の省エネルギー性能が確保されていること。
住戸面積	法第6条第1項第2号 規則第4条第1号	良好な居住水準を確保するために必要な規模を有すること。
居住環境	法第6条第1項第3号	良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること。※「3　居住環境に関する基準について」を参照
自然災害による被害の発生の防止又は軽減	法第6条第1項第4号	申請する住宅が自然災害（土砂災害及び水害）の発生リスクの高い区域外にあること。※「4　自然災害に関する基準について」を参照
維持保全計画資金計画	法第6条第1項第5号 法第6条第1項第6号 規則第5条	建築時から将来を見据えて、定期的な点検・補修等に関する計画が策定されていること。

※基準の詳細については、法令等をご確認下さい。